

経過措置は令和7年12月1日まで マイナ保険証への切替えはお早めに!

令和6年12月2日に従来の健康保険証の新規発行、再発行は廃止され、マイナンバーカードを健康保険証として利用する「マイナ保険証」に移行されました。経過措置として、従来の健康保険証も令和7年12月1日まで利用できますが、「マイナ保険証」への切替えはお早めをお願いいたします。

マイナ保険証への切替え手順

1 マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得

申請 ※①～③から選択

スマホから パソコンから


① オンライン申請


② 証明写真機から


③ 郵送

受け取り

① ハガキが届く

② 受け取りに行く



詳しくはこちら


マイナンバーカード
総合サイト

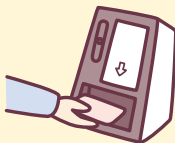
▶ 2へ

2 マイナンバーカードをお持ちの方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申込みが必要です。※以下から選択

医療機関で

医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーから申し込みめます



スマホから

下記3つを準備

マイナポータルアプリ


iPhone


Android

① マイナンバーカード

② マイナンバーカード読取対応のスマホ

③ アプリ「マイナポータル」のインストール

STEP1 「マイナポータル」を起動する。

STEP2 「申し込む」をタップする。

STEP3 利用規約等に同意する。

STEP4 マイナンバーカードを読み取る。


ここをタップ!

セブン銀行ATMで

必要なものはマイナンバーカードのみ!

ATM画面

マイナンバーカードでの手続き

健康保険証利用の申込み



マイナンバーカードで受診するメリット

安心 よりよい医療が受けられる!

本人の同意なく情報が共有されることはありません

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。

便利 各種手続きも便利・簡単に!

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の切り替え・更新が不要です。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。